

意見書



保育園長様

園児氏名

病名「」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

疾病名	登園停止解除の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、且つ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下線又は舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、且つ、全身症状が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発心が痂皮化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強い結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、且つ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
急性出血性結膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
※エボラ出血熱、ジフテリア等の第一種感染症については、従前どおり感染症法に基づき対応します。	